

※2月9日に提供した資料について
下記のとおり訂正しております。

(R6.2.9)
島根県土木総務課建設産業対策室 奥村・高橋
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
東幸建設（株） 知事 第1186号	波多野 陽一	島根県大田市大田町 吉永1266	令和6年2月10日から 令和6年2月23日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

東幸建設（株）は、島根県県央県土整備事務所大田事業所が発注した「（主）仁摩邑南線外（祖式工区外）県単舗装整備工事」において、元請業者として工事に携わった。令和5年12月13日、（主）温泉津川本線井田工区でバックホウを後退させたところ、後方にいた交通誘導員の足を踏み、負傷（左足関節後果骨折）させる事故を発生させた。

出雲労働基準監督署は同社に対し、バックホウの運転業務について、誘導者を置く際に一定の合図を定めて、誘導者に合図を行わせていないことが、労働安全衛生法第20条第1項に違反するとして、令和6年1月19日には是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

東幸建設（株）が、出雲労働基準監督署から是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)